

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

岩手県公安委員会

委員長 谷村 邦久

岩手県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 岩手県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	第2条 岩手県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。